

長久手市福祉の家条例の一部改正について

1 目的

令和元年 10 月 1 日に予定されている消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、これまで条例の規定の中において、福祉の家温泉交流施設利用料金（入泉料）に係る消費税の取扱いに関する記載がなかったため、これを明確にするため改正を行います。

2 改正後の影響

消費税増税分を温泉交流施設利用者に負担いただきます。

3 参考

(消費税込価格)

区分	H14.12.16	H22.6.1	H26.4.1	H26.7.1	R1.10.1 (素案)
一般（市外）	700 円	700 円	700 円	700 円	720 円
青あったかあど	550 円	550 円	550 円	500 円	510 円
赤あったかあど	(青、赤の区分なし)	450 円	450 円	400 円	400 円
子ども	400 円	400 円	400 円	300 円	300 円
備考	オープン、消費税 5%	赤・青あったかあど導入	消費税 8% (*1)	入湯税廃止	消費税 10% (*2)

*1 増税分は、(株)長久手温泉が負担

*2 あったかあどデーを年 4 日から年 5 日に増加